

2026 年7月 22 日

各位

会 社 名 株式会社レポインターナショナル
(コード番号 5022 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役CEO 越川 哲也
問合せ先 取締役CFO 森谷 敬子
T E L 075-353-2277
U R L <https://revo-international.co.jp>

特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ及び今後の日程に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日付「特別調査委員会設置及び2026年3月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」及び2026年5月27日付「特別調査委員会の構成決定及び調査目的並びに決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、特許実施許諾契約に係る売上計上の会計処理について特別調査委員会(以下「本委員会」といいます。)を設置し、調査を進めてまいりましたが、本日、本委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりにお知らせいたします。

記

1. 調査報告書の受領について

本委員会(委員長:松井 淑子 弁護士・税理士、委員:三木 貴之 公認会計士、委員:澤 由美 弁護士・税理士)は、2026年5月27日の設置以降、特許実施許諾契約に係る売上計上の会計処理について、当該取引に係る事実関係の調査、関連する会計基準に準拠した会計処理か否か及び会計不正の有無の検証、並びに原因の究明及び再発防止策の検討を行ってまいりました。

本日、本委員会より上記調査の結果をとりまとめた調査報告書(以下「本報告書」といいます。)を受領いたしましたので、お知らせいたします。

2. 調査結果の概要

本報告書によりますと、本委員会は、本件各特許実施許諾契約に係る取引及び売上計上の会計処理について、収益認識に関する会計基準等に照らして検証を行った結果、当該取引は取引実態に即したものであり、関係する会計基準への準拠性も確認され、本委員会が調査した範囲において、明らかに会計不正と認定されるような事実・事象は把握されなかったとの調査結果です。他方で、2026年3月期発行者情報の提出遅延が生じていること、及び、期末近くに計上された重要な取引につき、その発生前における監査法人との協議が必ずしも十分でなかったことについて、改善が望まれる事項としてご指摘をいただいております。

3. 本報告書の公表の取扱いについて

本報告書の全文につきましては、関係者のプライバシー保護及び当社の営業秘密保護等の観点から、非開示とすることが適切と判断される部分について所要のマスキングを施したうえで、別紙のとおり本お知らせにあわせて公表いたします。

4. 再発防止策及び今後の対応について

当社は、本報告書において改善が望まれる事項としてご指摘いただいた、重要な取引に関する監査法人とのコミュニケーション不足を重く受け止め、再発防止策として、重要な取引の実施に際しては、その発生前の段階から監査責任者を含めた監査法人との協議の機会を設けるなど、監査法人とのコミュニケーション体制の充実を図ってまいります。あわせて、経理・財務部門から監査法人への取引情報の共有プロセスを見直し、重要な取引に係る情報が適時かつ十分に共有される体制を整備してまいります。

また、本報告書の内容を踏まえた2026年3月期の決算数値の確定、後任監査法人との監査契約の締結並びに発行者情報の提出に向けて、最大限のスピードをもって対応してまいります。上場廃止日までに決算短信の公表ができないことから、決算短信の公表に代えて、発行者情報の公表にて対応を行う予定です。

5. 今後の主要な日程について

現時点における今後の主要な日程の目途は、以下のとおりです。

- ・2026年8月31日 2026年3月期発行者情報を当社ホームページ公表予定日
- ・2026年9月17日 定時株主総会の継続会の開催日

なお、上記の日程は現時点における目途であり、今後の状況の変化により変更となる可能性があります。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

以 上

株式会社レボインターナショナル 御中

調 査 報 告 書

2026年7月22日

特 別 調 査 委 員 会

委員長	松井 淑子	(神川松井法律事務所・弁護士・税理士)
委 員	三木 貴之	(三木貴之公認会計事務所・公認会計士)
委 員	澤 由美	(澤・太田法律事務所・弁護士・税理士)

目 次

第1	調査の概要.....	1
1	特別調査委員会設置の経緯.....	1
2	調査の目的.....	1
3	特別調査委員会の構成.....	1
4	調査の運営方針.....	1
5	調査期間.....	2
6	調査対象期間.....	2
7	調査手続の概要.....	2
	(1) 関係者へのヒアリング.....	2
	(2) 資料の収集・精査.....	2
	(3) 会計帳簿・証票書類の確認.....	2
8	留意事項.....	2
第2	REVOの概要.....	3
1	会社概要.....	3
2	業務執行体制.....	4
	(1) 役員構成.....	4
	(2) 組織体制・業務分掌と本件各特許実施許諾契約に関する担当部署等.....	4
3	事業の概要.....	5
	(1) 主要事業.....	5
	(2) 本件各特許実施許諾契約の概要.....	6
第3	調査結果.....	8
1	調査結果の概要.....	8
2	本件各特許実施許諾契約に係る取引の事実関係.....	8
	(1) 本件各特許実施許諾契約の概要.....	8
	(2) 取引の経緯・経過.....	10
	(3) 売上計上の経緯及び方法.....	12
	(4) 本件各特許実施許諾契約の法的性質及び真正性について.....	12
3	本件各特許実施許諾契約に係る売上計上の会計処理について.....	14
	(1) 本件各特許実施許諾契約に係る事実関係.....	14
	(2) 当該取引に係る会計処理の適切性の検証.....	15
4	会計不正の有無.....	17
	(1) 会計不正の認定.....	17
	(2) 関与者及びその関与の態様.....	18
5	認識された課題.....	18
	(1) 2026年3月期発行者情報の提出遅延.....	18
	(2) 改善が望まれる事項.....	18
別紙		20
1	ヒアリング対象者一覧.....	20
2	参照資料一覧.....	20

第1 調査の概要

1 特別調査委員会設置の経緯

株式会社レボインターナショナル（以下「REVO」という。）は、2026年3月、同月に契約締結した2件の特許実施許諾契約（以下「本件各特許実施許諾契約」という。）及び前年2025年9月に契約締結した1件の特許実施許諾契約に関して契約時に一括で売上計上していたところ、REVOの会計監査を担当していたPwC Japan有限責任監査法人（以下「監査法人」という。）から、2026年3月期に係る監査手続に関連して、特許実施許諾契約に係る売上取引に関して実態解明が必要とされ、同年4月、第三者委員会設置の要請を受けた。

これに対してREVOは、同年5月15日、本件各特許実施許諾契約の売上計上の会計処理に関して、当該会計処理及びその前提となる取引内容の実態並びに妥当性を調査するため、REVOと利害関係を有しない独立した外部の専門家により構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置し、本調査を開始することとした。

当委員会は、同月27日付で委員が選任・確定し、REVOから調査を委嘱された。

2 調査の目的

当委員会の調査の目的は、次のとおりである。

2026年3月に締結された本件各特許実施許諾契約に係る売上計上の会計処理に関し、

- ①当該取引に係る事実関係の解明
- ②関連する会計基準に準拠した会計処理か否かの検証
- ③会計不正の有無の確認
- ④会計不正がある場合、その原因の検証と再発防止策の提案

3 特別調査委員会の構成

当委員会の委員は次のとおりである。

委員長	松井 淑子（神川松井法律事務所・弁護士・税理士）
委員	三木 貴之（三木貴之公認会計事務所・公認会計士）
委員	澤 由美（澤・太田法律事務所・弁護士・税理士）

当委員会の各委員はいずれもREVOとの間に利害関係を有しない独立した外部の専門家であり、その独立性・中立性が確保されている。

4 調査の運営方針

当委員会は、次の方針に基づき調査を実施した。

- ①当委員会は、REVOから独立した立場で、公正・中立に調査を行うこと。

- ②調査結果は事実に基づき客観的に取りまとめること。
- ③関係者のプライバシーに配慮しつつ、必要な調査を行うこと。
- ④調査に際して取得した情報・資料は、本報告書の作成目的以外には使用しないこと。

5 調査期間

当委員会は、2026年5月27日から2026年7月20日までの間、本調査を実施した。

6 調査対象期間

調査対象となった本件各特許実施許諾契約は、2026年3月に締結され売上計上がなされた2件の特許実施許諾契約であり、調査対象期間はこれらの取引に係る経緯を含む期間とする。

7 調査手続の概要

当委員会は、以下の調査手続を実施した。

(1) 関係者へのヒアリング

REVOの役員及び本件各特許実施許諾契約の各契約相手方法人の取引担当者、その他の関係者に対して、本件各特許実施許諾契約の締結に至る経緯及びその後の事実関係等並びに会計処理の経緯等に関するヒアリングを実施した。ヒアリング対象者の一覧は別紙1のとおりである。

(2) 資料の収集・精査

REVOへの提供要請等により提供を受けた契約書類、稟議書、メール、経理資料その他の関連資料を収集・精査した。収集・精査した主要資料の一覧は別紙2のとおりである。

(3) 会計帳簿・証票書類の確認

REVOの証票書類（入金記録等）を確認し、売上計上の実在性等を確認した。

8 留意事項

本報告書は、当委員会が実施した調査の結果に基づき作成したものであるが、以下の事項に留意されたい。

- ① 本報告書は、当委員会が調査時点において収集・確認し得た資料及び関係者の供述に基づいて作成したものであり、調査時点以降に新たに判明した事実については反映されていない。
- ② 当委員会は、本報告書の作成に当たり、善良な管理者の注意をもって調査を実施したが、本調査が全ての事実を網羅・解明しているものであることを保証するものではない。

- ③ 本報告書は、REVOに関する調査目的のために作成されたものであり、他の目的への転用はできない。

第2 REVOの概要

1 会社概要

REVOの概要は、次のとおりである。

(2026年3月末時点)

項目	内容
会社名	株式会社レボインターナショナル(Revo International Inc.)
設立年月	1999年10月（活動開始1995年）
資本金	499,975,000円（2025年3月28日時点）
決算期	3月31日（3月期）
代表者	代表取締役CEO 越川 哲也
本店所在地	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町252番地1 四条烏丸アーバンライフビル1F
従業員数	102名
事業内容	・ バイオディーゼル燃料研究開発・製造・販売・輸出事業 ・ 使用済み食用油引取事業 ・ バイオディーゼル燃料製造プラント販売・エンジニアリング事業 ・ 市民活動支援事業 ・ 原料植物及び油脂の研究開発・ベトナム及びカンボジアにおけるプランテーション事業 ・ 洗剤・エコロジー関連商品販売事業 ・ SAF等製造技術研究開発・製造販売事業
主要取引銀行	京都信用金庫（伏見支店）、三菱UFJ銀行（京都支店）、京都銀行（伏見支店）、南都銀行（京都南支店）
上場市場	TOKYO PRO Market(証券コード5022)/ 2023年10月31日上場（2026年6月24日上場廃止申請、同年7月23日上場廃止（予定））
発行済株式総数等	1,906,800株（議決権総数19,068個）（2023年7月10日時点） うち、Z社()、X社() 保有。いずれも代表取締役 A氏。
監査法人	PwC Japan有限責任監査法人（2026年6月10日監査契約合意解約）

2 業務執行体制

REVOの役員構成、組織体制及び業務分掌の概要は以下のとおりである。

(1) 役員構成

調査対象期間（2026年3月）における役員構成は次のとおりである。

役職	氏名
代表取締役CEO	越川 哲也
取締役CTO兼本部長	東 裕一郎
取締役CFO兼本部長	森谷 敬子
取締役（非常勤）	佐藤 千城
社外取締役	和田 章
常勤監査役	田村 恵子
社外監査役	山本 淳(弁護士)
社外監査役	足立 将(公認会計士)

(2) 組織体制・業務分掌と本件各特許実施許諾契約に関する担当部署等

REVOの組織体制、業務分掌は以下の図のとおりであった（事業計画運営組織体制に関する詳細(2026年4月1日作成)参照）。

REVOにおける特許実施許諾契約の締結交渉は、代表取締役越川哲也氏（以下「越川氏」という。）が担当し、2026年3月期における本件各特許実施許諾契約の締結に至るまでのREVO内での契約内容、契約条項の確認検討、会計処理等については、取締役CFOであり、コーポレートファイナンス部部長を兼任する森谷敬子氏（以下「森谷氏」という。）が担当していた。

代表取締役 CEO (越川 哲也)	運営管理本部 (森谷取締役CFO 兼 本部長)	コーポレートサービス部	IT・購買担当
			総務・人事担当
		コーポレートファイナンス部 (森谷部長・兼務)	財務・経営企画担当
			経理担当
	炭素源循環創造本部 (東常務取締役CTO 兼 本部長)	炭素源循環創造部	開発担当 — 京都研究所・愛知研究所
			生産担当 — 京都工場・愛知工場
	炭素源循環推進本部	炭素源循環推進部 ↳ 炭素源循環推進グループ	調達担当 — 二次中継所・西日本チー ム・東日本チーム
			推進担当 — 西日本チーム・東日本チー ム
			管理業務担当
	(CEO直轄)	内部監査室	—

【備考】

- ・組織全体は「経営ボード」（代表取締役CEO・各本部長）と「業務執行ボード」（各部以下）の二層で構成される。
- ・炭素源循環推進本部には「本部直轄機能」が置かれている。1. 販売促進機能（①C-FUEL&CF-5販売、②ライセンス展開/責任者:本部長）、2. パートナーリング機能（①SSE対応、②二次中継所対応・管理、③AFS対応・管理、④商社対応・連携/責任者:推進部長(次長)）。

3 事業の概要

(1) 主要事業

REVOの設立経緯・沿革、主な事業領域、売上構成等は次のとおりである。

ア 設立経緯・沿革

REVOは、代表取締役CEO越川氏が1995年に廃食用油のバイオディーゼル燃料(BDF)化活動を開始したことを起源とし、1997年のCOP3(京都議定書)を契機に事業を本格化、1999年10月に法人設立された。

同社の祖業は、京都市が推進した廃食用油のBDF化事業への参画である。同事業は、家庭や飲食店から出る使用済み食用油を市内の回収拠点(2026年3月末現在1,691拠点)で回収し、化学処理によりディーゼル燃料化したうえで、市のごみ収集車(100%使用)や市バス(軽油に20%混合)の燃料として利用する資源循環の取組であり、同社は廃食用油の回収と燃料製造の

面からこれを支えた。品質面では、2002年に京都市の独自品質基準「京都市暫定規格(京都スタンダード)」の策定に協力し、これは後のJIS K 2390(2009年)の礎となった。同社は同年にJIS適合認証および欧州ISCC・DDC認証を取得している。この実績が、同社の「京都発の環境ベンチャー」としての社会的信用の基盤となった。

製造拠点としては2009年に京都工場、2025年4月に愛知工場が竣工し、2023年10月に東京プロマーケットへ新規上場した。なお、2026年6月24日付で東京証券取引所へ上場廃止申請を行っており、上場廃止申請書が受理され、2026年7月23日に上場廃止となる。

イ 主な事業領域

事業はバイオ燃料関連事業の単一セグメントであり、①廃食用油を原料とするバイオディーゼル燃料(C-FUEL)の製造・販売、②廃食用油(RECO)の引取(全国43,000店舗から回収)、③持続可能な航空燃料(SAF)・次世代バイオ軽油(CSD)の研究開発・製造、④BDF製造プラントの販売・エンジニアリングを展開してきた。

ウ 売上構成・財務状況

2026年3月期中間期(2025年4月～9月)の売上高は1,147百万円(前年同期比64.9%増)であった。単一セグメントのため事業別の売上内訳は開示されていない。他方、愛知工場稼働に伴う減価償却費や広告宣伝費等の先行費用により、同中間期において営業損失148百万円、中間純損失208百万円を計上し、2025年9月末時点の純資産は9百万円、自己資本比率は0.2%まで低下していた。

このような状況の下、円安の影響および廃食用油仕入価格の高騰が2025年12月に顕著となり、当初計画よりも利益が圧迫される可能性が生じた。2026年3月期末に経常損失および重要な当期純損失が生じた場合には、2023年5月締結の極度貸付契約(極度額2,370百万円)に付された財務制限条項に抵触することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在するとされ、2025年12月時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨が注記されていた(2025年12月29日付開示。同日付で、当初「重要な疑義は存在しない」としていた2025年11月13日開示の中間決算短信に注記を追記・訂正)。

(2) 本件各特許実施許諾契約の概要

本件調査の対象となる本件各特許実施許諾契約に係る概要は次のとおりである。

ア 特許の内容及び本件各特許実施許諾契約の仕組み

REV0は、炭化水素液体燃料(SAF等バイオ燃料)の製造方法に関する特許を国内外で保有している。本件調査の対象は、2026年3月30日に締結された2件の本件各特許実施許諾契約である。

本件各特許実施許諾契約の1つは、REV0が保有する[]特許2件(登録番号[])につき、[]国内における製品、炭化水素液体燃料の製造販売に係る独占的通常実施権をX社に許諾するものである(以下「第1号契約」という。)

本件各特許実施許諾契約のもう1つは、[]特許2件(登録番号[])につき、[]国内における製品、炭化水素液体燃料の製造販売に係る独占的通常実施権をY社に許諾するものである(以下「第2号契約」という。)

両契約の内容はほぼ共通しており、①ライセンシーは対象地域内で当該特許実施に係る製品、炭化水素液体燃料を製造・販売する権利を取得し、②その事業とともに実施権を第三者に移転(再実施許諾)することができ、③対価は契約の解除・特許の失効・無効その他いかなる理由によっても返還されない(不返還条項)。対価はいずれも一時金固定額[REDACTED]円(税込)、支払期限は2026年3月31日、契約の有効期間は締結日から[REDACTED]年間である。

イ 取引相手方の概要

(ア) X社

本件各特許実施許諾契約のうち、第1号契約の相手方であるX社(本店:[REDACTED]、代表取締役:A氏(以下「A氏」という。))は、資本金[REDACTED]百万円、[REDACTED]設立の会社である。

事業の中核は、[REDACTED]業務であり、[REDACTED]事業も目的に掲げ、[REDACTED]を主たる事業とする会社であった。

REVOとの間では、(a)資本関係(REVO株式[REDACTED]%を保有し、A氏は同じくREVO株主であるZ社([REDACTED]%)の代表取締役を兼務)、(b)取引関係(REVOの[REDACTED](2026年3月期4月～2月)を占めるほか、[REDACTED]、[REDACTED]事業所の賃貸借(月額[REDACTED]円・税別))、(c)REVOによるリース車両[REDACTED]台の無償貸出、といった関係性があった。なお、越川氏はX社及びZ社の役員等ではない。

(イ) Y社

同じく本件各特許実施許諾契約のうち、第2号契約の相手方であるY社(本店:[REDACTED]、代表取締役:B氏、C氏)は、資本金[REDACTED]円、[REDACTED]設立の会社である。

同社は、[REDACTED]

目的として設立された会社であった。

ウ 当該事業の売上規模・財務諸表における位置付け

本件各特許実施許諾契約の対価は合計[REDACTED]円であり、2026年3月30日及び同月31日には、上記取引会社2社それぞれからREVOに対して、[REDACTED]円の着金が確認されている。

REVOは、2026年3月期中間期において営業損失148百万円・中間純損失208百万円を計上し、中間期末(2025年9月30日)の純資産は9百万円であった。また、2026年3月期末に経常損失および重要な当期純損失が生じた場合には、2023年5月締結の極度貸付契約(極度額2,370百万円)に付された財務制限条項に抵触するとして、継続企業の前提に関する重要な不確実性を開示していた(2025年12月29日付)。本件各契約の締結日は2026年3月30日、対価の支払期限は同月31日であった。

第3 調査結果

1 調査結果の概要

当委員会が実施した調査の結果、判明した事実関係及び会計不正の有無に係る認定の概要は以下のとおりである。

- (1) 本件各特許実施許諾契約は、いずれも、対象国内で登録されている特許権について、REVOが契約相手方に対し、独占的な通常実施権を付与することを内容とするものとして、真正に成立したものと認められる。
- (2) 本件各特許実施許諾契約に基づくREVOの履行義務は特許実施権の設定のみであり、契約上の固定一時金が履行義務の対価に該当するため、REVOの実施した会計処理は取引実態に即しており、関連する会計基準に準拠したものと認められる。
- (3) 明らかに会計不正と認定されるような事実・事象は確認されなかった。

2 本件各特許実施許諾契約に係る取引の事実関係

当委員会は、2026年3月に締結された2件の本件各特許実施許諾契約（「第1号契約」及び「第2号契約」。）を調査対象とし、各取引の事実関係について以下のとおり調査した。

(1) 本件各特許実施許諾契約の概要

本件各特許実施許諾契約に係る特許実施許諾契約の概要は以下のとおりである。

ア 第1号契約

契約日 2026年3月30日

(ア) 契約当事者

許諾者 REVO

実施権者 X社

(イ) 契約の目的・対象となる特許

① 登録番号

発明の名称

出願番号

② 登録番号

発明の名称

出願番号

(ウ) 実施許諾の形態

内での本件製品（炭化水素液体燃料）を製造販売する独占的な通常実施権

(エ) 実施許諾料（ライセンス料）及び支払条件

対価 円（税込）

支払期限 2026年3月31日

対価不返還条項（本契約の解除、失効、本件特許の無効、その他理由のいかんを問わず、一切返還されない）あり。

- (オ) 契約期間及び更新条件
有効期間 契約締結日より 〇 年間
更新についての定めなし。
- (カ) その他の契約条件
- ・ 技術情報の開示 (REVOは、X社に対して本件特許に関する技術情報を開示するものとする。)
 - ・ 実施権の移転 (X社は本契約に基づく実施権をその事業と共に第三者に移転することができる。)

イ 第2号契約

契約日 2026年3月30日

- (ア) 契約当事者
許諾者 REVO
実施権者 Y社
- (イ) 契約の目的・対象となる特許
- ① 登録番号 [REDACTED]
発明の名称 [REDACTED]
出願番号 [REDACTED]
- ② 登録番号 [REDACTED]
発明の名称 [REDACTED]
出願番号 [REDACTED]
- (ウ) 実施許諾の形態
[REDACTED]内での本件製品（炭化水素液体燃料）を製造販売する独占的な通常実施権
- (エ) 実施許諾料（ライセンス料）及び支払条件
対価 [REDACTED]円（税込）
支払期限 2026年3月31日
対価不返還条項（本契約の解除、失効、本件特許の無効、その他理由のいかんを問わず、一切返還されない）あり。
- (オ) 契約期間及び更新条件
有効期間 契約締結日より[REDACTED]年間
更新についての定めなし。
- (カ) その他の主要な契約条件
- ・技術情報の開示（REVOは、Y社に対して本件特許に関する技術情報を開示するものとする。）
 - ・実施権の移転（Y社は本契約に基づく実施権をその事業と共に第三者に移転することができる。）

(2) 取引の経緯・経過

本件各特許実施許諾契約の締結に至る経緯及びその後の取引の経過は次のとおりであった。

ア REVOにおける特許実施許諾契約の位置付け及び本件各特許実施許諾契約締結に至るまでの事業展開

REV0の第22期（2021年3月期）に策定された中期計画（第22期～第28期）において、ロイヤリティ（技術供与）による売上高を第24期以降の計上を予定し、第27期には■■■■円のロイヤリティによる売上を計画していた。

2023年の経営戦略会議において、越川氏は、経営戦略として、技術ロイヤリティとして収益を上げて技術開発に充てることを目指していく旨発言をしていた。

2025年4月及び同年6月の経営戦略会議では、越川氏は、東南アジア向けの技術提供を含めたトップセールスを行っていく旨発言をしていた。

REV0は、2025年9月30日付で、[]の法人であるG社との間で、[]を対象地域とする特許実施許諾契約（[]年間、対価[]円）を締結し、同年12月29日公表の2026年3月期中間期発行者情報において、業績等の概要について、「日本国内のみならず、世界各国で出願しておりました特許権が次々と成立しており、第1号として、[]で特許使用権許諾契約を締結した」旨を記載している。

REV0は、各国での特許を用いた多角的なビジネスの進め方の助言を受けるため、2025年8月頃から、弁理士法人E社のE弁理士（以下「E弁理士」という。）に、相談を開始した。なお、上記のG社との間での[]を対象地域とする特許実施許諾契約の締結については、これまでの顧問弁護士の助言を受けて契約締結に至っており、E弁理士は締結までのプロセスには関与していない。

2025年10月23日に行われた経営戦略会議において、森谷氏は、E弁理士からの助言を参考として作成した「特許ビジネスの進め方」と題する資料を出席者に配布して、特許ビジネスにおける注意点や料率の考え方についてREVO社内において共有した。

2026年1月6日に、REV0の監査役らは、監査法人作成の中間期状況説明書をもとに監査の状況について説明を受けた。当該中間期状況説明書には、特許使用許諾権の販売予定について現在REV0が3社と協議中である旨の説明を受けた旨の記載があった。

2026年1月27日の経営戦略会議において、越川氏は、2026年3月期について、上半期の赤字を下期で取り戻す計画であることを説明し、特許権利が重要な転換点になる旨述べ、特許実施許諾契約による収益確保を進める方針であることを報告した。

イ 第1号契約

(ア) 契約締結の経緯

第1号契約の相手方であるX社の概要については、第2の3の(2)のイ(ア)に記載のとおりであり、代表取締役であるA氏は、[redacted]を目的とするZ社([redacted]年設立、本店所在地：[redacted]、資本金[redacted]円)の代表取締役でもある。A氏は、Z社設立前の1990年代頃から、REVOの[redacted]を受注するなどの取引があった。REVOとの取引を通じて、[redacted]を主な事業内容としてA氏が[redacted]に新たに設立したのがX社である。

REVOにおいては、2026年3月期において特許権ビジネスによる収益確保を目標として、越川氏によるトップセールス活動を活発化していた。2025年4月から同年10月まで開催された関西万博の機会を利用する等して、[]を始めとする世界各国における特許ビジネスに係る営業活動を行っていた。当初は、[]のJ社との契約準備を進めていたが、ASTM認証の取得が遅延し予定どおり進まず、2026年3月期末までに契約締結を行うことが困難となったため、当期の売上確保を目的として、日本国内企業との間において[]における特許実施許諾契約を締結する方向で進めることになった。

そこで、越川氏が相手先企業の候補として、以前から廃食用油に関連する取引のあるA氏に声をかけた。一方で、A氏も、2020年から始まったコロナ禍における[]の激減によって、Z社の経営に悪影響を受け、日本国内だけでの既存事業では、ビジネスリスクに対応が困難であるとして、2021年4月のX社の設立後も、海外での新たな事業の展開、進出を視野に入れていたことや、以前から越川氏から特許ビジネスの世界進出の展望を聞いていたこともあり、特許実施許諾契約の締結に応じることとした。

X社では、本件特許を用いた事業計画書を作成し、これをREVOと共有した。対価の額及び契約書案については、REVOから提示を行った。

REVOにおいて、2026年3月30日開催の臨時取締役会で、第1号契約の締結について承認可決され、同日付で第1号契約が締結された。

なお、第1号契約については、特許実施許諾契約書以外に、本件取引に係る他の覚書等の作成や口頭での合意の存在は判明しなかった。

(イ) 契約締結後の履行状況

X社は、2026年3月31日に、対価の[]円をREVO名義の普通預金口座に振り込む方法により支払った。

ウ 第2号契約

(ア) 契約締結の経緯

第2号契約の相手方であるY社の概要については、第2の3の(2)のイ(イ)に記載のとおりであり、[]C氏を代表取締役として、多角的な事業の展開を行っていくことを企図して設立された株式会社である。

C氏とともに代表取締役であるB氏は、H社（[]年設立、資本金[]円、本店所在地：[]、事業目的：[]）及びI社（[]年設立、資本金[]円、本店所在地：[]、事業目的：[]）の代表取締役を兼任しており、Y社においては会長としての肩書を有している。

Y社が第2号契約の相手方となった契機は、X社のA氏が、海外における特許実施許諾契約の担い手として、自社以外の候補として、越川氏に対し、B氏を紹介したことによるものである。

また、Y社の副社長のD氏（会社設立の発起人の1人でもある。以下「D氏」という。）は、[]、本件特許実施許諾に係る製品、炭化水素液体燃料についての知見を有していた。

越川氏は、Y社に対し、REVOが保有する海外での特許について実施許諾契約の締結を打診すると、D氏側から[]国内での特許実施許諾契約の締結を希望する旨の回答があった。

Y社では、[]国内での原料調達ほか事業の展開等を検討し、その内容を記載した事業計画書をREVOと共有した。

対価の額については、Y社において、REV0から提示を受けた対価の額（ 円）について、類似事業との比較等によりその採算性を検討し、応諾するに至った。

契約書案については、REV0から提示されたものについて、Y社の顧問弁護士による検討を経て、一部、契約条項が修正された。

REV0においては、2026年3月25日開催の臨時取締役会で、本件特許実施許諾契約の締結について承認可決され、同年3月30日付で第2号契約が締結された。

なお、第2号契約については、特許実施許諾契約書以外に、本件取引に係る他の覚書等の作成や口頭での合意の存在は判明しなかった。

Y社は、第2号契約の締結後、事業目的に「 関する事業」を追加する定款の変更を行った。

（イ） 契約締結後の履行状況

Y社は、約定期限前の2026年3月30日に、対価の 円をREV0名義の普通預金口座に振り込む方法により支払った。

（3） 売上計上の経緯及び方法

森谷氏から、顧問の公認会計士に対し、本件各特許実施許諾契約に係る売上計上の時期及び方法について相談が行われ、2026年3月19日には、REV0の経理担当者から監査法人に対して、会計処理について相談が実施された。最終的には、REV0の判断において、各契約の対価については、2026年3月期の売上として一括で計上を行った。

（4） 本件各特許実施許諾契約の法的性質及び真正性について

ア 本件各特許実施許諾契約は、 において、それぞれ各国内において登録されている特許権について、各対象地域内での製造販売を行うことができる独占的な通常実施権を設定することを主たる内容とするものである。

各特許実施許諾契約における対価は固定額の一時金（各 円）と定められ、いずれも約定の2026年3月31日までに入金が完了している。

また、将来の実施実績や事業成果その他の不確定要素に応じて対価が変動する旨の条項は、契約上定められておらず、解除、失効その他理由のいかんを問わず対価は一切返還されない旨の対価不返還条項が定められている。

契約書以外の覚書等その他の合意等の存在は確認されなかったことは(2)のイの（ア）及び同ウの（ア）のとおりである。

また、(2)のアのとおり、REV0の経営戦略において、越川氏は特許実施許諾契約の締結等、ライセンスを用いたビジネスを以前から計画しており、その計画はREV0社内において経営戦略会議等で共有され、海外の各国で特許の出願を行い展開してきたものであり、その計画状況と実施状況には、特段不自然な点は見当たらなかった。

本件各特許実施許諾契約の相手方の概要は、(2)のイの（ア）及び同ウの（ア）に記載のとおりであり、それぞれ独立した立場で本件特許を用いたビジネスの採算性を検討し、本件各契約締結に至ったものと認められる。

以上のことからすると、本件各特許実施許諾契約は、REVOが、各契約相手方に対し、対象特許権について特許の実施許諾を行うものとして有効に成立し、実行されたものと認めるのが相当である。

(1)のアの(カ)及び同イの(カ)のとおり、本件各特許実施許諾契約においては、REVOが本件特許に関する技術情報を契約相手方に開示する旨の定めがあるところ、その文言は一般的・抽象的なものであり、具体的に特定されたREVOの法的義務を定めたものとは解されず、特許実施許諾契約において特許公報の提供とともにその記載内容を敷衍する情報の提供を指すものと解するのが相当であり、REVOが本契約上、さらに具体的な技術指導の義務やその他の技術情報の提供義務までを負うものとは認められない。また、本件各特許実施許諾契約の効力について、別途技術情報の提供等についての契約の締結及びその履行を条件とする等の事実を示す資料も見当たらなかった。

したがって、REVOが契約相手方に対し、契約締結時に特許実施権を許諾したことをもって、本件各特許実施許諾契約の本来的な債務の履行は完了したと認められ、他の履行義務が存在した事実は認められなかった。

イ なお、REVOにおいて、本件各特許実施許諾契約のような特許権を用いた取引による売上は、2026年3月期当期におけるものが初めてであり、従前行われていたバイオディーゼル燃料の製造販売とは性質の異なるものであった。

しかし、前記のとおり、REVOでは以前から、REVOが特許権を有する炭化水素液体燃料の製造方法については、海外での特許実施許諾によるロイヤリティビジネスによる売上の事業計画を策定し、日本以外の国においても事業を展開するために、世界各国で特許権の出願を行い、準備を進めてきたものである。[REDACTED]においては、それぞれ2021年には特許登録がなされている。こうした特許ビジネスの計画及び計画の進捗状況は、REVOの取締役会でも報告され、2026年中間期発行者情報でも公表され、監査法人にも説明がされている。

もっとも、本件各特許実施許諾契約の対価の額はそれぞれ[REDACTED]年間で[REDACTED]円と、2025年9月に締結された[REDACTED]法人との契約、[REDACTED]年間で[REDACTED]円と比較すると大きな開きがあるが、そもそも特許実施許諾契約における対価の額は、当該特許権を用いて展開する事業の価値をどのように評価するかについて、契約当事者が想定するビジネス利用のあり方により、その判断に委ねられる側面が大きく、一定の相場を想定するのが困難であると考えられる。

また、REVOは、[REDACTED]年[REDACTED]月の[REDACTED]法人との契約締結後に、本格的にグローバルな特許権を用いたビジネスを進めるために新規に特許法律事務所への相談を開始しており、弁理士法人E社（[REDACTED]）のE弁理士、F氏弁護士・弁理士から、特許実施許諾契約におけるビジネスのあり方、使用料算定方法等について専門的助言を受け始め、本件各特許実施許諾契約に関しては、2026年1月頃から、基本となる特許実施許諾契約書案の作成を依頼しており、[REDACTED]年[REDACTED]月の[REDACTED]法人との契約締結時とはREVOの特許ビジネスに関する意思決定の状況が変化していた。

以上のことから、本件各特許実施許諾契約による売上がREVOのこれまでの通常取引とは性質が異なるものであることや、従前契約との対価の差異があることをもって、直ちに本件各契約の真正な成立に疑義が生じるものとは判断できなかった。

第1号契約の相手方であるX社の代表取締役であるA氏が本件契約締結に至った経緯は、(2)のイの(ア)のとおりであり、REVOとは廃食用油の仕入等を通じて取引のある会社であり、■■■■県内においては事業所を賃貸している関係にもあり、A氏が代表取締役をしているZ社はREVOの株主でもある。しかし、その取引規模や株式の保有割合からすると、関連当事者に該当するものではなく、この関係性から、直ちに第1号契約の成立に疑義が生じるものと判断できなかった。

第2号契約の相手方であるY社においては、契約締結当時は特許実施許諾契約に基づく事業は、事業目的には含まれていなかったものであるが、契約締結後には第2号契約に基づく事業目的が定款に追加されたことは(2)のウの(ア)のとおりである。当該会社は、契約締結時、設立されて■■年未満の会社であり、多角的な事業の展開を目的として企画された会社であったところ、新たな事業分野として第2号契約の相手方となることにつき経済的合理性に欠けるとまでは言い難い。契約締結当時、現に登記事項に事業目的が記載されておらず、炭化水素液体燃料製造に係る事業を行っていなかったことをもって、直ちに第2号契約の成立に疑義を生じるものと判断できなかった。

さらに、本件各特許実施許諾契約に係る特許の内容は、炭化水素液体燃料の製造に関するものではあるが、当該特許によるビジネスのあり方としては、当該契約上も、実施権を事業と共に第三者に移転することができるものとされており（本件各特許実施許諾契約書第3条）、自ら製造販売することに限られるものではなく、相手先会社において多様な事業展開を行うことも可能であり、契約締結当時に本件各特許実施許諾契約に関連した事業を行っていなかったことが、契約の成立に疑義を生じさせる事情に該当するとまでは判断できない。

また、第1号契約及び第2号契約の相手方については、会社設立後■■年あるいは■■年未満と設立からそれほど年数が経過はしていないが、いずれもその代表取締役は長年にわたり別会社を経営してきており、本件各特許実施許諾契約の対価が■■■■円であること、支払時期・方法が、契約締結日から翌日には一括払いであるという点、対価の支払能力、準備等についてもそれぞれ会社内において特に問題がなかったことがうかがわれた。

3 本件各特許実施許諾契約に係る売上計上の会計処理について

(1) 本件各特許実施許諾契約に係る事実関係

本件各特許実施許諾契約（以下「当該特許取引」という。）に係る事実関係は上記「第3 2 本件各特許実施許諾契約に係る取引の事実関係」で記載のとおりである。

なお、調査対象となった当該特許取引については2026年3月30日に契約を締結し、同日及び翌日31日には契約金額全額の入金を受けており、REVOは2026年3月30日に当該特許取引金額の全額を一括で売上高として計上している。

当該売上高が2026年3月期の売上高全体に占める割合は■■■■%であり、REVOの決算に大きな影響を与え、かつ、当該売上高の計上により、財務制限条項への抵触を回避している。

このような背景から当該特許取引については、「第1 7 調査手続の概要」に記載の調査手続を実施し、REVOが取引実態に基づき会計処理を実施しているか、関係する会計基準に準拠した会計処理となっているか、当該取引及び会計処理について会計不正が存在するかを検証している。

なお、REVOは2026年3月期の財務諸表等については監査証明を受けておらず、上記の売上高全体に占める割合は現状の決算報告書の数値に基づき算定したものであり、その信頼性等を保証するものではない。

(2) 当該取引に係る会計処理の適切性の検証

①関連する会計基準について

収益認識に関する会計基準及び収益認識に関する会計基準の適用指針（以下、同会計基準等）にあてはめ、REVOの会計処理が関連する会計基準に準拠したものとなっているかを検証した。なお、REVOは、本件特許権実施許諾契約については、履行義務の充足による収益認識の時期・方法を重点的に検討していたが、当委員会においては同会計基準等に準拠した会計処理であったか否かを以下の②～⑥に沿って検証を実施した。

なお、下記の検証については、「第1 7 調査手続の概要」に記載の調査手続を実施した範囲において検証したものであり、個別の会計処理の適切性について保証を与えるものではない。

②顧客との契約の識別について

収益認識基準を適用するか否かを判断する際には、「顧客との契約」に該当するか否かを判断し、収益認識基準の適用範囲の契約であるためには、以下の5要件を満たす必要がある。

- ・当事者が、書面、口頭、取引慣行等により契約を承認し、それぞれの義務の履行を約束していること
- ・移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を識別できること
- ・移転される財又はサービスの支払条件を識別できること
- ・契約に経済的実質があること
- ・顧客に移転する財又はサービスと交換に企業が権利を得ることとなる対価を回収する可能性が高いこと

この点、2026年年3月30日に締結した「特許実施許諾契約」については、「第3 調査結果 2 (4)本件各特許実施許諾契約の法的性質及び真正性について」で記載のとおり、「本件各特許実施許諾契約は、REVOが、各契約相手方に対し、対象特許権について特許の実施許諾を行うものとして有効に成立」しており、契約書により財又はサービス（以下、「資産の移転」と記載することもある）に関する権利、支払条件を識別でき、契約内容は「対象特許権について特許の実施許諾を行うもの」であり、経済的実質も確認でき、既にREVOは対価も回収しているため、当該特許取引については、「顧客との契約」に該当する。

③履行義務の識別について

履行義務とは、企業が顧客に資産の移転を提供する約束を一定の単位でまとめたものであり、以下のいずれかを顧客に移転する約束のそれぞれについて履行義務として識別する。

- ・別個の財又はサービス（あるいは別個の財又はサービスの束）
- ・一連の別個の財又はサービス（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービス）

この点、2026年3月30日に締結した「特許実施許諾契約」については、「第3 調査結果 2 (4)本件各特許実施許諾契約の法的性質及び真正性について」で記載のとおり、REVOが契約相手方に対し、契約締結時に特許実施権を許諾したことをもって、本件各特許実施許諾契約の本来的な債務の履行は完了したと認められた。さらに、REVOが本契約上、具体的な技術指導の義務やその他の技術情報の提供義務まで負うものとは認められておらず、また、本件各特許実施許諾契約の効力について、別途技術情報の提供等についての契約の締結及びその履行を条件とする等の事実を示す資料は見当たらず、特許実施権以外の他の履行義務が存在した事実は認められなかったため、特許実施権の許諾のみが識別された別個の履行義務に該当する。

④取引価格の算定、及び履行義務への取引価格の配分について

取引価格とは、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額（ただし、第三者のために回収する額を除く。）をいい、取引価格を算定する際には、以下のすべての影響を考慮する。

- ・変動対価
- ・契約における重要な金融要素
- ・現金以外の対価
- ・顧客に支払われる対価

この点、2026年3月30日に締結した「特許実施許諾契約」については、「第3 調査結果 2 (4)本件各特許実施許諾契約の法的性質及び真正性について」で記載のとおり、対価は固定額の一時金と定められ、約定の2026年3月31日までに入金が完了している。また、将来の実施実績や事業成果その他の不確定要素に応じて対価が変動する旨の条項は、契約上定められておらず、解除、失効その他理由のいかんを問わず対価は一切返還されない旨の対価不返還条項が定められているため、固定額の一時金が特許実施権の許諾に対する取引価格に該当する。

⑤履行義務の充足による収益認識の時期・方法について

ライセンスとは、企業の知的財産に対する顧客の権利を定めるものであり、特許権も含まれるため、当該特許取引については、ライセンスの会計処理として検証している。ライセンスを供与する約束については、ライセンスを供与する際の企業の約束の性質が「アクセスする権利」である場合には、一定の期間にわたり充足される履行義務として処理する。一方で、企業の約束の性質が「使用する権利」である場合には、一時点で充足される履行義務として処理し、顧客がライセンスを使用してライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識する。

ライセンスを供与する際の企業の約束の性質は、以下の要件のすべてに該当する場合には、顧客が権利を有している知的財産の形態、機能性又は価値が継続的に変化しており、企業の知的財産に「アクセスする権利」を提供するものである。

- ・ライセンスにより顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を企業が行うことが、契約により定められている又は顧客により合理的に期待されていること
- ・顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える企業の活動により、顧客が直接的に影響を受けること

- ・顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える企業活動の結果として、企業の活動が生じたとしても、財又はサービスが顧客に移転しないこと

この点、2026年3月30日に締結した「特許実施許諾契約」については、「第3 調査結果 2 (4)本件各特許実施許諾契約の法的性質及び真正性について」で記載のとおり、技術指導の義務やその他の技術情報の提供義務を負うものとは認められておらず、知的財産に著しく影響を与える活動をREVOが行うことについても契約上定められておらず、また、取引先へのヒアリングによってもそれらの期待は確認できなかった。そのため、当該特許実施権の販売は、企業の約束の性質が「使用する権利」に該当する。

⑥総合的な検証結果

上記②～⑤を個別に検証した結果、当該特許取引は、「顧客との契約」に該当し、特許実施権の許諾のみが履行義務として識別されており、取引価格に変動対価等は含まれておらず、契約上の固定一時金が履行義務の取引価格となり、企業の約束の性質は「使用する権利」に該当する。そのため、当委員会が調査した範囲においては、REVOが実施した会計処理は取引実態に即しており、また、関係する会計基準への準拠性においても適切性が確認できた。

なお、履行義務の識別においては、当委員会における判断とREVOの見解は一致しているが、当委員会が認識していない事実が判明した場合には、異なる結論となることもあり得る。また、「顧客がライセンスを使用してライセンスからの便益を享受できるようになった時点」の判断については、REVOが本契約上、技術指導の義務やその他の技術情報の提供義務を負うものとは認められず、また、当該契約上も、実施権を事業と共に第三者に移転することができるものとされていることから、特許実施権を許諾したタイミングにおいて顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受しているという事実認定を前提としているため、当委員会が認識していない事実が判明した場合には、異なる結論となることもあり得る。

4 会計不正の有無

(1) 会計不正の認定

上記のとおりREVOは取引実態に基づき関連する会計基準等へのあてはめを実施しており、また、以下の事実確認より、意図的な事実隠蔽や共謀が確認されなかったため、当委員会が実施した調査においては、明らかに不正と認定されるような事実・事象は把握されなかった。

- ・REVOの経営戦略において、越川氏は特許実施許諾契約の締結等、ライセンスを用いたビジネスを以前から計画しており、その計画はREVO社内において経営戦略会議等で共有され、海外の各国で特許の出願を行い展開してきたものであり、その計画状況と実施状況には、特段不自然な点は見当たらなかったこと

- ・2026年1月27日の経営戦略会議において、越川氏は、2026年3月期について、上半期の赤字を下期で取り戻す計画であることを説明し、特許権利が重要な転換点になる旨述べ、特許実施許諾契約による収益確保を進める方針であることを報告していたこと
- ・2026年1月6日にREV0の監査役が監査法人より説明を受けた「中間期状況説明書」において、特許使用許諾権の販売予定について、REV0が3社と協議中であることが記載されており、REV0は監査法人に対して、特許使用許諾権の販売に関する計画があることを事前に説明していることが確認できたこと
- ・2026年3月19日には、REV0の経理担当者から監査法人に対して、当該特許取引について、会計処理について相談が実施されていたこと
- ・特許実施許諾契約書以外に、本件取引に係る他の覚書等の作成や口頭での合意の存在は判明しなかったこと

(2) 関与者及びその関与の態様

上記のとおり、会計不正を認定していないため、関与者の特定も行っていない。

5 認識された課題

(1) 2026年3月期発行者情報の提出遅延

REV0は、当該特許取引について、当委員会を設置し、調査が継続中であることを理由に2026年6月30日に「2026年3月期発行情報の提出遅延に関するお知らせ」を公表している。上場会社であれば、定められた期限内に求められる情報を開示する義務があり、結果的に遅延が発生している状況に対しては、REV0でも原因を特定し、改善に努めるべきであり、調査委員会としてREV0に対して以下の改善を期待する。

(2) 改善が望まれる事項

ア 監査法人とのコミュニケーションの充実

当委員会が調査を実施した範囲において、監査法人とのコミュニケーションのより一層の充実が必要であると認識した。

当委員会の調査においても、REV0が監査法人に対して特許使用許諾権の販売に関する計画について説明していること、及び、当該特許取引の発生前に会計処理についてSMSにて相談を行っていることは確認できたが、当該特許取引の発生前に監査責任者も交えた協議が行われていることは確認できなかった。

当該特許取引については、期末付近に多額の売上高が計上され、それにより財務制限条項の抵触を回避しており、監査法人が注視するのは当然であり、また、そのことは予測可能であった。今後は、重要な取引については、取引の発生前に協議の場を設けることを期待する。

イ 経理体制の強化

当該特許取引については、取引の成立に向けては越川氏が相手先との交渉窓口となり、森谷氏が主体となり外部の法律専門家への法的な見解の確認を行い、また、外部の公認会計士に対して会計処理に関する助言を求めるなどして、会計処理に関する検討を行っていたことが確認できた。一方で、当該特許取引については、会社の執行側では、主に社長とCF0の関与しか確認できず、そのことが監査法人から当該特許取引に対して不正による重要な虚偽表示を示唆する状況として認定される要因の一つともなっている。なお、監査法人から示された「特許実施許諾契約書に関する第三者委員会調査のお願い」において記載されている

【「監査における不正リスク対応基準」不正による重要な虚偽表示を示唆する状況】の一部については、当調査員会の事実認定とは異なる部分がある。

この点、TOKYO PRO Marketにおける上場適格性要件においては、「新規上場申請者のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること」が示されており、その具体的な確認事項として以下の点が挙げられている。

- 組織のあり方
 - ・役員の職務執行を監督するための機関設計や組織・牽制体制が十分であり、有効に機能していることを確認している
- 内部管理体制
 - ・稟議規程、決裁権限規程等の承認プロセスについて、必要な調査・確認を実施している
- 人員の確保
 - ・申請者の事業運営に必要な人員の確保が図られているか確認している
- 会計組織の整備
 - ・適切な経理処理等を行うことができる会計組織が整備されていることを確認している
- 法令、規則等の啓蒙
 - ・経営陣が金融商品取引法、関連する法令及び当取引所諸規則等について十分な見識、理解があることを確認している
 - ・法令順守のための社内体制が確立し、運用状況が適切であることを確認している

当該特許取引については、社長が実行した取引について、CF0が検討した会計処理を他の者が起票、承認する形となっており、実質的に当該特許取引に関して、役員の職務執行を監督するための牽制体制が十分であったか、適切な経理処理等を行うことができる会計組織が整備されていたかという点では改善の余地がある。当該特許取引について、会計不正は特定されなかったが、同じような組織体制であれば会計不正が行われる可能性もあるため、今後の取引規模の拡大等に応じ、経理体制のより一層の強化が期待される。

以上

別紙

1 ヒアリング対象者一覧

No.	氏名 (敬称略)	役職	実施日
1	森谷 敬子	REVO取締役CFO	2026年5月26日 (対面・REVO本社) *事前の資料説明
2	越川 哲也	REVO代表取締役CEO	2026年6月4日 (対面・REVO本社)
3	PwC Japan有限責任監査法人 担当者	監査責任者等	2026年6月10日 (WEB面談)
4	D氏	Y社 副社長	2026年6月18日 (WEB面談)
5	田村恵子、山本淳、足立 将	REVO監査役ら	2026年6月18日 (WEB面談)
6	A氏	X社 代表取締役	2026年6月22日 (対面・Z社本社)
7	E氏、F氏	弁理士法人E社 (弁理士、弁護士・弁理士)	2026年7月9日 (WEB面談)

2 参照資料一覧

No.	資料名	備考
1	特許実施許諾契約書(第1号契約)	REVO・X社間(2026年3月30日締結)
2	特許実施許諾契約書(第2号契約)	REVO・Y社間(2026年3月30日締結)
3	臨時取締役会招集通知・議事録(2026年3月25日、同月30日開催)	本件各特許実施許諾契約の承認決議
4	着金確認証票(預金口座入金記録)	2026年3月30日・31日の各125百万円の着金
5	保有特許一覧表	
6	収益認識チェックリスト(X社・Y社)	REVO作成(2026年4月7日・5月11日版)
7	アクセス権・使用权の判定に関する資料	REVO作成

8	残高試算表・仮決算申告書(2026年3月期)・仕訳データ	2026年7月9日REVO提出
9	経理担当者・監査法人担当者間のメール及びSMS	2026年3月19日・収益認識(ロイヤリティ収入)に関する相談
10	中期計画表(第22期～第28期)	2020年12月21日付(ロイヤリティ売上計画を含む)
11	取締役会議事録(7件)・経営戦略会議議事録(5件)	2025年～2026年開催分
12	「特許ビジネスの進め方」資料	2025年10月23日経営戦略会議配布資料
13	「特許実施権を用いたビジネス展開」資料	REVO作成
14	License Agreement(G社)及び修正契約書	2025年9月30日締結(日・英・越語版、2025年10月14日修正版を含む)・先行契約
15	J社とのMOU	2025年9月9日付・[REDACTED]での交渉先
16	時系列整理表	REVO作成(2026年5月17日・19日版)
17	契約相手方の事業計画書等([REDACTED]企画書、[REDACTED]特許ビジネススキーム、SAF市場資料等)	X社・Y社各作成
18	履歴事項全部証明書(REVO、X社、Y社、Z社、H社、I社)・Y社変更定款	各法務局発行等
19	[REDACTED]事業所 建物・土地・設備賃貸借契約書ほか金融関係書類	2025年10月1日付賃貸借契約、金銭消費貸借契約証書等
20	監査計画概要書(PwC Japan有限責任監査法人)	2025年7月28日付
21	2026年3月期中間期状況説明資料(PwC Japan有限責任監査法人)	2026年1月6日付
22	「特許実施許諾契約書に関する第三者委員会調査のお願い」	監査法人による設置要請文書
23	法律意見書及び同追補(REVO依頼弁護士作成)	2026年4月23日付、同年5月26日付追補
24	組織図・人員配置図	2026年4月1日作成/2026年3月31日時点
25	2026年3月期中間発行者情報・適時開示資料	2025年12月29日公表等

以上